

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

総合政策局運輸審議会審理室

「九州旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の 上限変更認可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について申請どおり認可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和 6 年 7 月 3 1 日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、申請どおり認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下の URL で後日公表予定です。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田、廣井、藤間
直通：03-5253-8810

[鉄道の旅客の運賃及び料金の上限変更認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 小林、浪岡
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652, 40634)、(直通) 03-5253-8543

【申請者】九州旅客鉄道株式会社**【事案の種類】鉄道の旅客運賃及び料金の上限変更認可****【事案の内容（概要）】**

○改定率（平均支払い運賃額の増加率）

	改定率	内 訳
普通運賃	14.6%	
定期運賃	25.8%	通勤：30.3% 通学：16.0%
新幹線 特急料金	12.4%	
全 体	15.0%	

【運輸審議会答申】申請どおり認可することが適当

国 運 審 第 2 7 号
令和6年10月31日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

九州旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び
料金の上限変更の認可申請について

令6第3003号

令和6年7月31日付け国鉄事第272号をもって諮問された上記の
事案については、令和6年10月11日福岡県において公聴会を開催
し、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

九州旅客鉄道株式会社からの申請に係る鉄道の旅客の運賃及び料金（以下「旅客運賃等」という。）の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、昭和62年4月に、国鉄分割民営化によって発足して以降、九州の基幹的輸送機関として広域の鉄道ネットワークを運営し、地域内の都市間輸送等を行っている。鉄道事業については、会社発足後赤字が続いたが、新製車両の導入、新駅の設置及び輸送力強化等による増収、ICカードの導入及びバリアフリー化の推進等の利便性向上並びに固定費の削減及び生産性向上等による効率化などの経営努力を続けてきた。この結果、平成8年1月以降、現在までの28年間、消費税率の引上げによるものを除き運賃改定を行わず、現行運賃を維持してきた。なお、平成28年の株式上場にあたり、経営安定基金を取り崩し、鉄道事業固定資産の減損処理を行ったこと等により、財務会計上は黒字に転換した。

一方、近年の経営環境については、高速道路網の発達や全国平均を上回る九州地区の人口減少・高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、オンライン会議やテレワーク等の新しい生活様式の定着に伴う利用者の減少、さらに、物価の高騰によるコスト増加等により、厳しい状況が続いている。

このような中、申請者は、安全やサービスの維持向上、老朽化した車両・設備の更新や長寿命化、激甚化する災害やカーボンニュートラル等に対応する設備投資や修繕、安定的な人材確保のための従業員の待遇改善等、鉄道事業の継続に必要な対応を着実に実施するため、旅客運賃等の上限変更認可を申請したものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃等の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法（以下「法」という。）第16条第2項に基づき、当該旅客運賃等の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、法第16条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、公聴会を開催し、申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、現地視察、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて、申請理由等について確認し、検討を行った。

まず、申請者が、オンライン会議やテレワーク等の新しい生活様式が定着した結果、2023年度中に輸送量が頭打ちになったことや、旅行需要等に関する各種調査結果等に基づき、既にコロナ禍からの回復を終えた定常状態になっていると判断し、定期と定期外を合わせた平年度（原価計算期間）である令和7年度から9年度の3年間の輸送人員は、沿線人口推計や経済指標推計等のデータから、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいることについて、当審議会として確認した。

また、申請者は、平成28年の株式上場に伴い、鉄道事業用固定資産の減損処理を行ったが、原価算定上の取扱いについては、本年4月に改正された収入原価算定要領に基づき、減損処理がなかった場合の資産額をもとに減価償却費等が原価に計上されており、その影響額について確認した。

この結果、旅客運賃等の上限を主文のとおり設定した場合、平年度である令和7年度から9年度までの3年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は、609,387百万円、総収入は550,153百万円と推定されることから、差引き59,234百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

なお、運賃改定前の収入原価算定上における令和6年度の鉄道事業の収支率（総収入（上限運賃）を総支出（総括原価）で除した値）は、81.7%と推定されるが、主文のと通りの旅客運賃等の上限が設定

された場合の収支率は90.3%に改善するものと推定される。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃等の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2. の認可基準に適合するものとして、法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が本件を認可することは適当であると認める。

要望事項

1. 九州旅客鉄道株式会社の鉄道事業における需要見通しは、コロナ禍による行動変容の影響を考慮したものだが、今後のテレワークの実施状況やインバウンドなど旅行需要の動向等により、想定された需要と実績が乖離する可能性があることから、法第54条各項の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。
2. 同社の鉄道事業について、理由3. に記載のとおり、減損処理を考慮した収入原価算定上の収支率は約80%であるものの、財務会計上は黒字であることを踏まえ、今般の運賃改定が、老朽化した車両・設備の更新や従業員の待遇改善等を着実に実施するために必要であることのほか、サービス向上等運賃改定の効果等について、同社において利用者に対し丁寧に説明するよう、必要な指導、助言を行っていただきたい。

別紙

すべての運賃に消費税及び地方消費税（10％）を含んだ以下の額を上限額とする。

1 鉄道の普通旅客運賃

(1) 鉄道の普通旅客運賃の計算方法及び端数計算

鉄道事業法第16条第1項の定めに基づき、平成7年12月22日（鉄業第91号の3）で運輸大臣に認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、1.10 を乗じ 10 円未満の額を四捨五入し 10 円単位とした額とする。

ただし、賃率の一部を第2号②のとおり変更する。

(2) 幹線のみを乗車する場合

① 営業キロが 100 キロメートルまでの普通旅客運賃

営業キロ	普通旅客運賃
1 kmから 3 kmまで	200円
4 kmから 6 kmまで	240円
7 kmから 10 kmまで	270円
11 kmから 15 kmまで	340円
16 kmから 20 kmまで	450円
21 kmから 25 kmまで	560円
26 kmから 30 kmまで	660円
31 kmから 35 kmまで	760円
36 kmから 40 kmまで	870円
41 kmから 45 kmまで	990円
46 kmから 50 kmまで	1,090円
51 kmから 60 kmまで	1,300円
61 kmから 70 kmまで	1,510円
71 kmから 80 kmまで	1,730円
81 kmから 90 kmまで	1,930円
91 kmから 100 kmまで	2,130円

② 変更しようとする賃率

営業キロが 100 キロメートルを超え

300 キロメートルまでの部分 19 円 75 銭

2 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

別表第 1 のとおりとする。

(2) 通学定期旅客運賃

別表第 2 のとおりとする。

3 九州新幹線の特別急行料金

(自由席又は立席特急料金)

別表第 3 のとおりとする。

4 西九州新幹線の特別急行料金

(自由席又は立席特急料金)

別表第 4 のとおりとする

別表第1 通勤定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	6,580	18,910	33,840	51	35,220	101,450	196,490
2	6,640	19,110	34,210	52	35,740	102,930	199,470
3	6,690	19,260	34,530	53	36,190	104,230	202,020
4	7,920	22,850	40,950	54	36,790	105,990	205,260
5	8,050	23,210	41,660	55	37,270	107,330	208,010
6	8,110	23,360	41,970	56	37,790	108,820	210,910
7	8,820	25,390	45,650	57	38,240	110,150	212,040
8	8,840	25,450	45,780	58	38,850	111,880	212,040
9	8,870	25,520	45,890	59	39,310	113,200	212,040
10	8,900	25,600	46,070	60	39,830	114,730	212,040
11	11,000	31,700	55,560	61	40,970	118,020	228,690
12	11,070	31,860	55,910	62	41,450	119,380	231,200
13	11,150	32,070	56,310	63	41,990	120,960	234,260
14	11,210	32,260	56,680	64	42,460	122,310	236,940
15	11,270	32,450	57,030	65	43,100	124,130	240,490
16	14,510	41,800	74,940	66	43,570	125,510	243,290
17	14,640	42,150	75,670	67	44,030	126,850	245,420
18	14,770	42,520	76,400	68	44,600	128,410	245,420
19	14,830	42,690	76,760	69	45,140	130,030	245,420
20	14,890	42,890	77,130	70	45,620	131,400	245,420
21	18,130	52,220	93,670	71	46,560	134,080	259,810
22	18,260	52,580	94,400	72	47,190	135,900	263,180
23	18,320	52,760	94,760	73	47,620	137,170	265,700
24	18,450	53,130	95,490	74	48,160	138,690	268,800
25	18,560	53,450	96,170	75	48,580	139,900	270,960
26	21,320	61,410	112,830	76	49,210	141,720	274,570
27	21,640	62,340	112,900	77	49,650	143,020	276,300
28	21,700	62,530	113,250	78	50,170	144,520	276,300
29	21,770	62,710	113,610	79	50,700	146,010	276,300
30	21,810	62,880	113,940	80	51,240	147,530	276,300
31	24,420	70,310	130,540	81	52,320	150,740	291,930
32	25,030	72,090	130,920	82	52,800	152,040	294,340
33	25,410	73,130	131,280	83	53,260	153,360	296,850
34	25,470	73,320	131,640	84	53,720	154,670	299,480
35	25,530	73,510	132,010	85	54,280	156,210	302,440
36	27,500	79,190	148,900	86	54,730	157,500	304,960
37	28,050	80,790	149,010	87	55,170	158,820	305,420
38	28,540	82,190	149,170	88	55,630	160,110	305,420
39	28,900	83,190	149,230	89	56,100	161,420	305,420
40	28,960	83,400	149,590	90	56,550	162,690	305,420
41	30,610	88,160	168,110	91	57,440	165,420	320,360
42	30,970	89,200	168,110	92	57,960	166,900	323,650
43	31,330	90,260	168,110	93	58,330	168,000	326,040
44	31,850	91,710	168,110	94	58,870	169,480	329,400
45	32,220	92,820	168,110	95	59,270	170,630	331,900
46	32,490	93,580	181,240	96	59,780	172,090	333,040
47	32,810	94,520	183,170	97	60,300	173,540	336,150
48	33,220	95,720	184,940	98	60,710	174,690	338,230
49	33,560	96,680	184,940	99	61,190	176,150	341,430
50	33,920	97,690	184,940	100	61,710	177,580	344,320

別表第2 通学定期旅客運賃（大学生）

（円）

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,450	9,820	18,580	51	15,200	43,330	82,090
2	3,510	9,990	18,930	52	15,550	44,300	83,940
3	3,530	10,050	19,060	53	15,740	44,870	85,020
4	3,960	11,280	21,370	54	15,950	45,450	86,130
5	4,330	12,380	23,430	55	16,290	46,410	87,920
6	4,640	13,240	25,070	56	16,560	47,200	89,420
7	5,140	14,650	27,740	57	16,700	47,600	90,180
8	5,640	16,060	30,450	58	17,020	48,540	91,940
9	6,020	17,150	32,470	59	17,310	49,330	93,460
10	6,240	17,800	33,690	60	17,590	50,110	94,910
11	7,520	21,430	40,540	61	17,690	50,410	95,510
12	7,720	21,980	41,650	62	18,020	51,350	97,250
13	7,910	22,540	42,700	63	18,320	52,250	98,970
14	8,120	23,100	43,740	64	18,580	52,950	100,290
15	8,160	23,250	44,040	65	18,840	53,660	101,660
16	9,610	27,390	51,930	66	19,140	54,550	103,380
17	9,870	28,110	53,250	67	19,310	55,020	104,250
18	9,900	28,200	53,410	68	19,800	56,400	106,880
19	10,030	28,610	54,210	69	19,880	56,670	107,350
20	10,180	29,020	54,980	70	20,190	57,530	108,990
21	10,340	29,460	55,810	71	20,420	58,210	110,290
22	10,490	29,910	56,630	72	20,720	59,060	111,870
23	10,490	29,910	56,630	73	21,100	60,120	113,920
24	10,600	30,190	57,180	74	21,290	60,650	114,910
25	10,630	30,270	57,340	75	21,460	61,160	115,860
26	10,670	30,410	57,590	76	21,740	61,970	117,380
27	10,690	30,470	57,710	77	22,000	62,710	118,790
28	10,860	30,930	58,580	78	22,360	63,730	120,780
29	10,870	30,930	58,650	79	22,470	64,030	121,310
30	11,020	31,360	59,410	80	22,790	64,970	123,110
31	11,130	31,690	60,090	81	23,160	66,010	125,070
32	11,150	31,770	60,210	82	23,350	66,580	126,120
33	11,260	32,070	60,770	83	23,660	67,440	127,760
34	11,310	32,230	61,090	84	23,880	68,050	128,920
35	11,570	32,970	62,430	85	24,190	68,960	130,630
36	11,630	33,160	62,800	86	24,410	69,530	131,750
37	11,680	33,270	63,040	87	24,720	70,420	133,440
38	11,970	34,110	64,620	88	24,990	71,220	134,920
39	12,050	34,330	65,030	89	25,090	71,500	135,440
40	12,370	35,250	66,790	90	25,430	72,480	137,320
41	12,720	36,270	68,710	91	25,750	73,370	139,010
42	12,960	36,900	69,930	92	26,110	74,380	140,930
43	13,280	37,870	71,760	93	26,340	75,040	142,200
44	13,450	38,330	72,610	94	26,440	75,340	142,750
45	13,740	39,200	74,270	95	26,790	76,390	144,720
46	13,860	39,580	74,970	96	27,020	76,990	145,880
47	14,000	39,900	75,570	97	27,270	77,710	147,220
48	14,360	40,910	77,510	98	27,600	78,660	149,030
49	14,600	41,590	78,790	99	27,730	78,990	149,670
50	14,960	42,610	80,740	100	27,950	79,650	150,920

別表第3 九州新幹線の特別急行料金（自由席又は立席特急料金）

（円）

	博多	新鳥栖	久留米	筑後 船小屋	新大牟田	新玉名	熊本	新八代	新水俣	出水	川内
新鳥栖	2,010										
久留米	2,010	2,010									
筑後船小屋	2,010	2,010	2,010								
新大牟田	2,010	2,010	2,010	2,010							
新玉名	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010						
熊本	2,890	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010					
新八代	3,700	2,890	2,890	2,010	2,010	2,010	2,010				
新水俣	3,700	3,700	3,700	2,890	2,890	2,890	2,010	2,010			
出水	4,430	3,700	3,700	3,700	2,890	2,890	2,010	2,010	2,010		
川内	4,430	4,430	4,430	3,700	3,700	3,700	2,890	2,010	2,010	2,010	
鹿児島中央	5,150	5,150	5,150	4,430	4,430	3,700	3,700	2,890	2,010	2,010	2,010

別表第4 西九州新幹線の特別急行料金（自由席又は立席特急料金）

（円）

	武雄 温泉	嬉野 温泉	新 大村	諫早
嬉野温泉	2,010			
新大村	2,010	2,010		
諫早	2,010	2,010	2,010	
長崎	2,010	2,010	2,010	2,010